



役場でマイナンバーカードの申請をお手伝いします

マイナンバーカードの交付申請については、これまで、カード受け取り時に来庁する「交付時来庁方式」のみでしたが、新たに10月20日より、役場窓口で申請手続きをすれば、郵送にてカードを受け取ることができる「申請時来庁方式」での受付を開始します。

※マイナンバーカードに関する窓口は10月20日から予約制になります。事前に電話にて予約をお願いします。
(住民人権課 ☎32-1104)

「申請時来庁方式(新しい方法)」・・・申請時に本人が役場で手続きを行い、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で受け取る方法

「交付時来庁方式(従来の方法)」・・・申請手続き(郵便、パソコン、スマートフォンなどによる)は自分で行い、後日マイナンバーカードを本人が役場で受け取る方法

申請方式により、手続き方法や本人確認書類が異なりますので、詳しくは、下記をご覧ください。

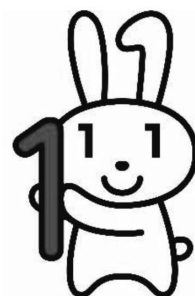
＝申請時来庁方式＝ (10月20日から)

カード申請時に本人が役場窓口に来庁していただきます。

○持ち物

通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人)、印鑑(朱肉を使うもの)、本人確認書類^(※)、写真(役場で無料撮影します。)

◆20歳未満の人で、カードの更新をする場合はマイナンバーカードが必要です。



○カードの受け取り

申請から1～2カ月後に、カードを本人限定受取郵便(特例型)で申請者本人あて自宅にお届けします。事前に郵便局から通知がありますので、必ず本人が受け取ってください。15歳未満の人や成年被後見人が受け取る場合は、申請時と同様に、法定代理人と一緒に受け取ってください。

＝交付時来庁方式＝

ご自身で、郵便、パソコン、スマートフォンおよび証明写真機(対応機種のみ)でカードを申請し、カードの受け取り(交付)は役場窓口に来庁していただきます。

○持ち物

交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人)、個人番号カード(紛失以外の再交付の人)、印鑑(朱肉を使うもの)、本人確認書類

○カードの受け取り

カードの受け取りは原則本人のみです。ただし、本人が病気、身体の障がいなど、やむを得ない事情により窓口に来ることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。希望する人は、住民人権課でご相談ください。なお、仕事や学業などの理由では、代理人への委任ができませんのでご注意ください。

●注意事項

○15歳未満の人や成年被後見人がカードの申請や受け取りをする場合は、法定代理人(親権者、成年後見人など)の同行が必要です。申請者本人の本人確認書類と法定代理人の本人確認書類、代理権を証明する書類(15歳未満の人の場合 戸籍謄本など親権が確認できるもの(同一世帯や本籍が養老町の場合は不要です)、申請者が成年被後見人の場合 登記事項証明書(発行後3カ月以内のもの))

○申請後、受け取りまでの間に住所や氏名に変更があると、交付できないことがあります。申請時以降に変更された時は、必ずご連絡ください。